

第68回京都大学11月祭における外部団体との連携に関する規則（案）

第1条 目的

1. 本規則は、11月祭で外部団体と連携する行為などに関する適切な制度を定めることにより、11月祭が学生らによる自主的な活動及びこれにより創造される価値の実現の場となることを最大限に保証するとともに、何らかの外部組織が学生組織又は個人に干渉することで不当な利益を得ることを防ぎ、もって学生らの自主的主体的な11月祭の実現に寄与することを目的とする。

第2条 本規則における用語の定義等

1. 11月祭とは、第68回京都大学11月祭をいう。
2. 11月祭期間とは、第68回京都大学11月祭の開催期間である2026年11月20日から同月23日までの期間をいう。
3. 11月祭会場とは、京都大学吉田キャンパスの本部構内及び吉田南構内をいう。ただし、教育学部祭の会場、吉田寮、研究室、サークルボックス棟その他11月祭事務局の管轄が及ばない領域は除く。
4. 外部団体とは、京大生個人又は京大生のみを構成員とする団体以外の個人又は団体をいう。
5. 外部団体連携行為とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 京大生が、11月祭における活動に関連して、外部団体と協力し、外部団体を利用しその他外部団体と関与する行為。
 - (2) 外部団体が、11月祭に関与し又は11月祭を利用する行為。

第3条 外部団体連携行為

1. 外部団体連携行為は、次の各号のすべてを満たすものでなければ、することはできない。
 - (1) 当該連携行為は、当事者たる京大生の11月祭における自主的主体的活動の実現、拡充又は保護を目的とすること。
 - (2) 当該連携行為に伴う外部団体の活動は、前号の目的の達成に必要なかつ相当な程度の範囲内であること。
 - (3) 当該連携行為は、その実施、内容、変更、廃止その他一切の事項について、当事者たる京大生の自主的主体的な立案又は選択に基づくものであること。
 - (4) 当該連携行為は、他の京大生の11月祭における自主的主体的な活動を実質的に制限することとなるおそれがないこと。
2. 11月祭の運営に関わる業務に関する外部団体連携行為に関しては、前項第1号の「当事者たる京大生」は、「当事者たる京大生又は11月祭に参加する京大生」と読み替える。

3. 特定の京大生を当事者とするものではない外部団体連携行為に関しては、第1項各号の「当事者たる京大生」は、「11月祭に参加する京大生」と読み替える。

第4条 許可制度

1. 外部団体連携行為を行おうとする者は、あらかじめ11月祭事務局の許可を受けなければならない。
2. 前項の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することにより、これをしなければならない。
 - (1) 申請者の氏名
 - (2) 当該外部団体連携行為を企画において行おうとする場合にあっては当該企画の名称及び当該企画を出展する団体の名称、団体において行おうとする場合にあっては当該団体の名称
 - (3) 連携する外部団体の名称
 - (4) 外部団体連携行為の目的
 - (5) 外部団体連携行為の形態
 - (6) 外部団体連携行為を計画するに至った経緯
 - (7) 連携する外部団体からの要望（ある場合に限る。）
 - (8) 連携する外部団体から提供を受けるもの（提供を受ける場合に限る。）
 - (9) 連携する外部団体に提供するもの（提供する場合に限る。）
3. 11月祭事務局は、第1項の申請があったときは、前項の申請書の内容に基づき、当該外部団体連携行為について許可の可否を審査するものとする。
4. 11月祭事務局は、前項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、第1項の申請をした者に対し、資料の修正、資料の追加提出、面談その他必要な協力を求めることができる。
5. 11月祭事務局は、第1項の申請があった日からおおむね7日以内に第3項の審査を終えることが困難であると認めるときは、当該申請に対する処分を保留することができる。
6. 11月祭事務局は、前項の規定により処分を保留する場合及び次項の規定により許可をしない場合を除き、当該外部団体連携行為を許可しなければならない。
7. 11月祭事務局は、第3項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該外部団体連携行為を許可してはならない。
 - (1) 申請に当たり提出された資料その他の情報に虚偽の内容が含まれているとき。
 - (2) 当該外部団体連携行為が第3条第1項の規定に違反するものであるとき。
 - (3) 次項の規定により当該外部団体連携行為が第1項の許可を要しないとき。ただし、申請者が当該外部団体連携行為について許可を受けることを特に希望する場合を除く。

8. 次に掲げる外部団体連携行為は、第1項の許可を要しない。ただし、当該外部団体連携行為が11月祭における京大生の自主性及び主体性に及ぼす影響が比較的軽微なものであるといえないときと11月祭事務局が認める場合は、この限りではない。
- (1) 著作権表示、食品表示、学術的引用、11月祭で利用する物品のロゴ表示など、法令、ライセンス契約、慣習等に基づいて、外部団体の名称等を表示するもの。
 - (2) インカレサークルが京大生を主体とする企画を出展するもの、親戚や友人その他京大生が個人的に関係をもつ者による協力など、対価性及び組織性を欠くもの。
 - (3) 市場価格での物品やサービスの購入、適法な範囲内でのアニメーションや音楽等のコンテンツの適切な利用など、協賛関係を伴わない、通常理由の範囲に限定された外部団体連携行為。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、11月祭における京大生の自主性及び主体性に及ぼす影響が軽微であり、かつ、本規則による許可制度の対象とすることが適当でないと11月祭事務局が認めるもの。
9. 11月祭事務局は、第1項の申請に対する処分をしたときは、申請者に対し、当該処分内容及び理由を速やかに通知しなければならない。

第4条の2 変更の許可

- 1. 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可の申請に当たり11月祭事務局に対して申請した事項に変更を生じるときは、あらかじめ11月祭事務局の許可を受けなければならない。
- 2. 前項の許可については、第4条第1項から第9項までの規定を準用する。

第4条の3 許可の取り消し

- 1. 11月祭事務局は、第4条第1項の許可に係る外部団体連携行為が、当該許可の内容と著しく異なるものであると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

第5条 違反

- 1. 本規則に違反して行われる外部団体連携行為を違反という。
- 2. 第4条第1項の許可を受けて行われる外部団体連携行為については、第3条第1項の規定により本来行うことができないものであったとしても、違反としない。ただし、当該許可の範囲を著しく超えて行われた部分については、この限りでない。
- 3. 11月祭事務局が第4条第8項の規定により第4条第1項の許可を要しないと認めた外部団体連携行為については、実際には同項の許可を要するものであったとしても、違反としない。ただし、当該判断の前提となった内容から著しく逸脱して行われた部分については、この限りでない。

第5条の2 是正勧告

11月祭事務局は、違反をした者又は違反をしている疑いがある者に対し、当該外部団体連携行為を中止するよう是正勧告をすることができる。

第5条の3 強制措置

1. 11月祭事務局は、前条の是正勧告を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、当該外部団体連携行為の中止を命ずることができる。
2. 11月祭事務局は、企画における外部団体連携行為について前条の是正勧告に従わないときは、当該企画の出展停止、保証金の没収又は両方を行うことができる。
3. 前項に規定するもののほか、11月祭事務局は、違反をした者、その者が関係する企画若しくは団体又はそれらの構成員に対し、11月祭会場からの退去、11月祭に参加することの禁止、次年度以降の11月祭への参加を制限することその他適当な措置をとることができる。ただし、次年度以降の11月祭への参加を制限する措置は、全学実行委員会の決議によらなければならない。

第5条の4 強制措置の実行に関する規定

1. 第5条の3各項の規定による措置（以下、強制措置という。）は、証拠により違反の事実が認められ、かつ、本規則の規定により当該違反について当該措置をとることができると認められる場合でなければ、することができない。
2. 強制措置をしようとするときは、あらかじめ、当該強制措置の対象となる者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 予定される強制措置の内容及び根拠となる本規則の条項
 - (2) 強制措置の理由となる事実及びそれを裏付ける証拠
3. 強制措置は、第6条第2項の期間を経過したときでなければ、実行することはできない。
4. 前3項の規定は、当該強制措置を受ける予定の者の故意又は過失により実行することができないときは、適用しないことができる。
5. 11月祭事務局は、第5条の3各項の規定による措置を実行したときは、直後の全学実行委員会の会議で、その旨を報告しなければならない。

第6条 審査請求

1. 本規則に基づく11月祭事務局の処分を受けた者は、当該処分に不服があるときは、その適否についての審査を11月祭事務局に請求することができる。
2. 11月祭事務局は、本規則に基づく処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分について前項の請求をすることができる期間として相当の期間を定め、当該処分を通知する際に併せて、前項の請求ができる旨及び当該期間を通知しなければならない。

3. 第1項の請求は、前項の規定により11月祭事務局が定めた期間を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。
4. 前項の規定にかかわらず、11月祭期間が経過したときのほか、第1項の請求により当該処分が変更し又は取り消されたとしても、当該外部団体連携行為を行うことができないこととなったときは、同項の請求をすることができない。ただし、企画の保証金を没収する処分及び次年度以降の11月祭への参加を制限する処分については、この限りではない。
5. 第1項の請求をするときは、その理由を示さなければならない。
6. 第1項の請求には、その理由を裏付ける証拠を添えることができる。
7. 11月祭事務局は、第1項の請求があったときは、第5項の理由及び第6項の証拠（ある場合に限る。）に基づき、当該処分の適否を審査するものとする。ただし、当該請求が権限のない者によってされたとき、請求をすることができる期間の経過後にされたときその他不適であると認めるときは、審査をすることなくこれを却下することができる。
8. 11月祭事務局は、前項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、第1項の請求をした者に対し、資料の追加提出、面談その他必要な協力を求めることができる。
9. 11月祭事務局は、第7項の審査の結果、当該処分を変更し、又は取り消すことが適当であると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。
10. 11月祭事務局は、第1項の請求に対する処分をしたときは、申請者に対し、当該処分の内容及び理由を速やかに通知しなければならない。この場合において、第2項の「前項の請求」は「前項の請求及び第7条第1項の請求」と読み替えるものとする。

第7条 全学実行委員会での不服申し立て

1. 第6条第1項の規定による請求を行い、その結果に対しなお不服がある者は、11月祭事務局に対し、全学実行委員会の会議において、当該処分についての適否を審査するよう請求することができる。
2. 11月祭事務局は、前項の請求があったときは、次回の全学実行委員会の会議において、前項の請求があった旨を報告し、当該請求に係る審査の議題を提起しなければならない。
3. 第1項の請求は、2026年10月31日をすぎた後は、することができない。ただし、企画の保証金を没収する処分及び次年度以降の11月祭への参加を制限する処分については、11月祭の後の全学実行委員会の会議で取り扱うものとする。

第8条 手続きに関するその他の規定

1. 本規則の規定による処分及び処分に関する通知その他の手続きは、企画に対する処分にあつては、当該企画の責任者が、団体に対する処分にあつては、当該団体の構成員1名が、関係者を代表して対象となるものとする。

第9条 事例集

1. 全学実行委員会は、外部団体連携行為に関する過去の事例及び本年度に発生が見込まれる事例について、第3条第1項の規定による可否及び第4条第8項の規定による許可要否を整理し、事例集として取りまとめるものとする。
2. 前項の事例集は、11月祭事務局が、11月祭への参加を予定する者に対して公開する。
3. 11月祭事務局は、外部団体連携行為について、第1項の事例集に同一の事例がある場合は、当該事例について第1項の規定により全学実行委員会が示した判断に反する処分をしてはならない。事例集に類似の事例がある場合であって、当該事例と同様に取り扱うべきであると認めるときも、同様とする。

第10条 遡及の禁止

1. 第4条第1項の許可を受けた者は、その後に11月祭事務局又は全学実行委員会が当該外部団体連携行為について第3条の規定に違反すると判断した場合であっても、当該許可の範囲内においては、当該外部団体連携行為を行うことができる。
2. 第4条第8項の規定により同条第1項の許可を要しないとされた外部団体連携行為についても、前項の規定を準用する。

附則

1. 本規則における「11月祭事務局」は、適宜11月祭本部と読み替えるものとする。
2. 本規則を適用するにあたっては、学生らの主体的な活動を不当に侵害しないように留意しなければならない。
3. 次年度以降の11月祭においても、本規則第1条の目的が満たされる限りにおいて、11月祭において京大生が自主性及び主体性を発揮できるよう、事前相談制や届出制への移行など、外部団体との連携に関する規制を緩和することを検討するものとする。